平成２５年（フ）第７１２９号
東京都立川市曙町２丁目42―23―501
破産者　山本美恵子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１３１号
東京都墨田区京島１丁目10―７
破産者　前田　英男
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１３９号
東京都府中市片町１丁目１―23―502
破産者　松本　慶介
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１５０号
東京都豊島区南長崎３丁目10―20
破産者　池田　忠男
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１５１号
東京都豊島区南長崎３丁目10―20
破産者　池田　康子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１６６号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目13―７　緑ヶ丘貸家19号、開始決定時の住所東京都青梅市野上町２丁目２―２―301
破産者　太田　靖男
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１７１号
神奈川県川崎市川崎区殿町１丁目４―10―301
破産者　田村　一郎
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１６号
東京都大田区西六郷４丁目25―２―605
破産者　松村　啓太
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２２３号
千葉県松戸市五香１丁目25―３　クレストパレス参番館204
破産者　武藤　　毅
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２２８号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目５―１―501
破産者　石田　満男
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２６９号
東京都江東区亀戸２丁目36―９―1109
破産者　栗城　良規
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２９９号
東京都板橋区南町56―１―314
破産者　澤田　征夫
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３００号
東京都板橋区南町56―１―314
破産者　澤田　昭子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３１９号
千葉県市川市原木３丁目３―１―202
破産者　田中　美樹
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３３２号
東京都文京区千石３丁目34―９
破産者　佐藤　将範
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１９号
神奈川県藤沢市善行団地３番　善行第三団地第21号棟第106号室、住民票上の住所三重県桑名郡木曽岬町大字栄98番地53
破産者　岸　　妙子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
三重県四日市市ときわ５丁目２番40号　ＮＥＷマリッチ・タケコシ１Ｂ
破産者　早川　隆司
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
三重県員弁郡東員町大字大木1669番地　町営住宅Ｄ－４、破産手続開始決定時の住所三重県員弁郡東員町笹尾東１丁目38番17
破産者　中川徳次郎
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
三重県四日市市西坂部町3775番地１
破産者　浦谷　　徹
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
三重県三重郡菰野町榊291番地９
破産者　有限会社三重サンコー物流
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
三重県四日市市あかつき台６丁目12番地４　シャルマンハイツ101、前住所三重県三重郡菰野町大字榊291番地９
破産者　三林　　明
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係